

飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金

よくあるご質問

令和3年11月11日

【 補助金制度の詳細について 】

Q 1. なぜ飲食店だけなのか？

A. 飲食店は、県内における新型コロナウイルス感染症の急所であり、マスクを外す機会が多く、感染リスクが高いことから、飲食店に限定した対策を実施することとしました。

Q 2. 消費税が対象外となるのはなぜか？

A. 消費税法上、補助金は非課税となります。消費税を含めて補助対象とした場合、課税事業者が補助金を受け取った後、確定申告等により補助金のうち消費税分が還付されることとなりますが、還付分は県へ返還する必要があります。

一度受け取った補助金を県へ返還するため、全ての課税事業者が手続きを行う必要が出てくることから、今回の補助制度では、あらかじめ消費税を対象外としております。

Q 3. なぜこの時期なのか？

A. 冬期においては、特に暖房器具等の活用により換気が不徹底となりやすいことから、効果的な換気タイミングの把握のため二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の導入を支援することで、更なる感染防止対策を促進します。

Q 4. 購入する二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）に機種等の指定はあるのか？

A. 測定器（CO₂センサー）は、NDIR（非分散型赤外線吸収法）方式が扱いやすいですが、測定器を設置する最大の目的は、飲食店内における換気タイミングを適切に把握することであるため、二酸化炭素濃度を効果的に測定できるものであれば、機種は問いません。

また、補助金額の上限に定めはありますが、可能な限り性能が備わっている製品を導入いただき、日々の感染対策にお役立ていただくようお願いいたします。

Q 5. 二酸化炭素濃度のほか、温度や湿度なども計測できる装置も対象となるか？

A. 飲食店内の二酸化炭素濃度が効果的に計測できるものであれば、それ以外の機能が備わっている機器であっても、対象となります。

Q 6. 測定器に表示画面が無く、専用のスマートフォンアプリで確認できる装置は、対象となるか？

A. 二酸化炭素濃度測定器本体に、ディスプレイなどの表示機能が備わっておらず、専用アプリケーション等と連動し、数値等を確認できる装置であっても、その購入費は補助対象となります。

ただし、アプリケーションの導入に係る費用や、回線（電気、インターネット等）の新設、沿線に係る費用等、測定器本体の購入に係る費用以外は、補助対象外となります。

Q 7. 1台の価格が2万円を超える二酸化炭素濃度測定器を購入したいが、補助されないのか？

A. 補助額の上限である2万円を超える商品であっても、2万円まで補助金が交付されます。ただし、2万円を超えた差額については自己負担となります。

Q 8. 店内に複数個室があるため、二酸化炭素濃度測定器を複数購入したいが、購入台数分補助されないのか？

A. より多くの飲食店の方に、当補助金をご活用いただけるよう1飲食店当たり1台までとしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q 9. 二酸化炭素濃度測定器は自作してもよいのか。また、材料費は対象となるか？

A. 既製品のみが補助対象です。そのため、自作にかかる材料費等は対象外となります。

Q 10. 既に二酸化炭素濃度測定器を購入しているが、補助されるのか？

A. 令和2年5月14日以降に購入したものであれば、購入が証明できるもの（レシートや領収書等）を添付いただければ、補助対象となります。

Q 1 1. 本社が県外にある事業者は対象か？

A. 本社の所在地に関わらず、県内にある飲食店が対象です。

Q 1 2. 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が交付されるのか？

A. 県内にある飲食店1店舗ごとに最大2万円を補助します。

Q 1 3. レシートを廃棄してしまったが、絶対に必要か？

A. レシートでなくても、購入内容や購入日時、購入金額が証明できる書類であれば、提出いただけます。

提出書類により上記内容を確認できない場合は、補助金をお支払いすることはできませんので、ご了承ください。

Q 1 4. インターネット購入や通販で購入したものは、レシート等どうなるか？

A. 納品書や商品の発注画面の写し等と併せて、クレジットカードの明細や、振込証明の写し等、支払い実績が確認できる書類を送付願います。

Q 1 5. 二酸化炭素濃度測定器は県内企業から購入する必要があるか？

A. 購入場所、購入企業、購入額、製造企業等に制限はありません。しかしながら、一般的な販売価格から大きくかけ離れた購入金額の商品である場合、補助金を支給できない場合がありますので、ご注意ください。

Q 1 6. ホテルや旅館は対象になるのか？

A. ホテルや旅館など、県「令和3年度「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金」の対象となる施設については、本補助金の対象外となります。なお、これら施設内にテナントとして入る飲食店は対象となります。

Q 17. 補助を受けるために必要な条件はあるか？

A. 主な要件とは次のとおりです。

- ・食品衛生法に基づく、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ・県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得・掲示していること。
- ・県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守していること。
- ・「業種別ガイドライン」を遵守していること。

【 申請手続き等の詳細について 】

Q 1 8 . 申請書類はどこにあるのか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口にて備え付けています。

Q 1 9 . オンラインでの申請は可能か？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 2 0 . 申請書の提出はどのような方法があるのか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、受理できませんのでご注意ください。

Q 2 1 . 補助金は早く申請しないとなくなるのか？

A. 申請期限内に申請いただいたすべての事業者の方へ、お支払いできるよう予定しています。

Q 2 2 . 補助金はいつ頃交付されるのか？

A. 申請をいただいてから順次審査を行い、審査が完了したのから交付いたします。審査状況等のお問い合わせについては、お答えしかねますので、ご了承ください。

Q 2 3 . 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 2 4 . 誓約書は自作のものでも良いか？

A. 必ず様式（別記第4号様式）をご利用ください。

Q 2 5 . 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q 2 6 . 確定申告書の写しはどの部分をコピーすれば良いか？

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。個人事業主の場合は令和元年分又は令和2年分のいずれか、法人の場合は最新の事業年度分を提出してください。また、いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

Q 2 7 . 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすれば良いか？

A. 県税の納税証明書（税額証明）を提出してください。県税の納税証明書の発行手続きについては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

Q 2 8 . 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすれば良いか？

- A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。
なお、税務署の受付印が押印されたものの写しを提出してください。

Q 2 9 . 営業許可証の写しを提出する必要はあるか？

- A. 有効な飲食店営業許可または喫茶店営業許可の写しを提出してください。

Q 3 0 . 1つの営業許可で2店舗を営業している場合、2店舗分の申請を行うことはできるか？

- A. 1つの営業許可につき1店舗分の申請としているため、1つの営業許可で2店舗分の申請をすることはできません。

Q 3 1 . 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いか？

- A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

Q 3 2 . 補助金は課税対象となるか？

- A. 補助金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。